

大阪府・特別区協議会(仮称) ～大阪版「都区協議会」～

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局:副首都推進局

1. 現行法での都区協議会の制度

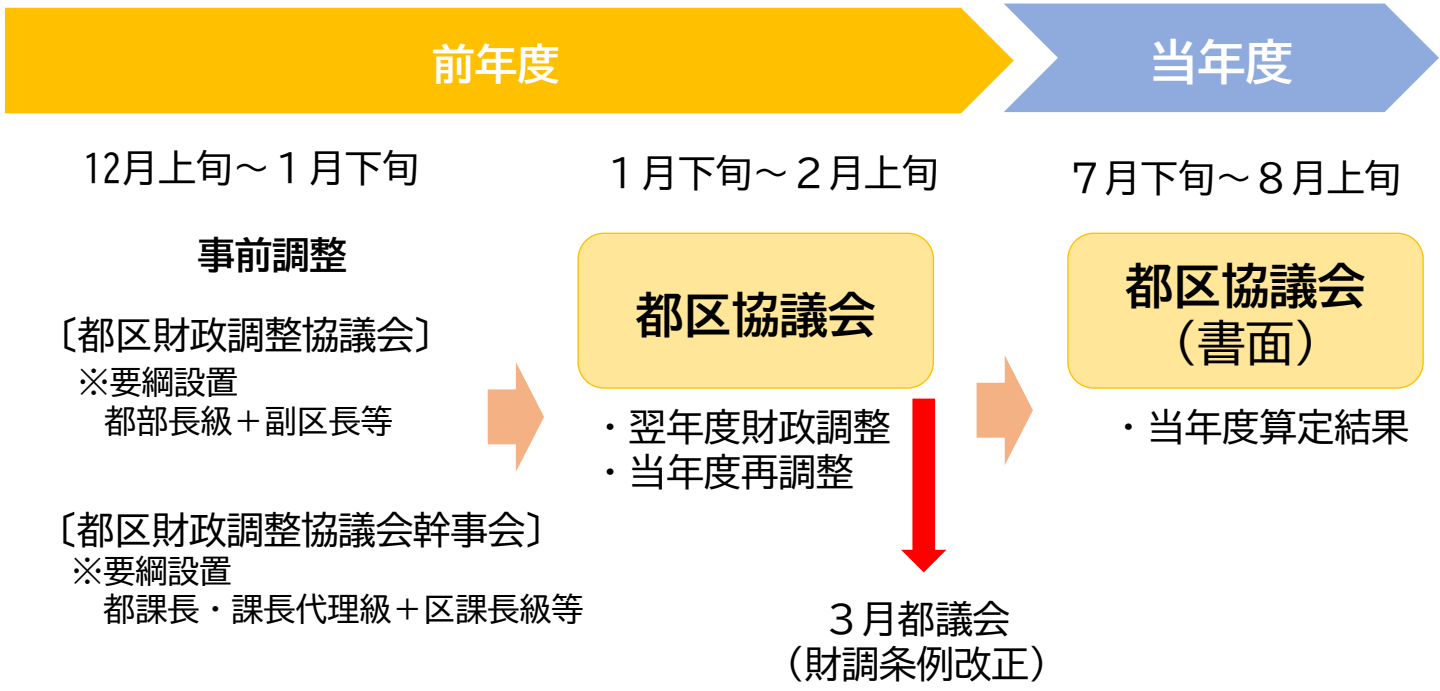
設置目的	都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整	地方自治法 第282条の2
法定事項	特別区財政調整交付金に関する条例を制定(改定)する場合、都知事は都区協議会の意見を聞く	
委員構成	16人	地方自治法施行令 第210条の16
任期	2年	
会長	委員の互選	
経費の支弁	都及び特別区	
その他	必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる	
協議不調の場合の対応	特に規定なし(自治紛争処理委員による調停が考えられるが、これまでに活用された事例なし)	—

2. 東京都における都区協議会の運用

東京都区における開催状況

- 開催回数は、各年度2回開催が通例
1月下旬～2月上旬、都と区が翌年度の財政調整について合意
7月下旬～8月上旬、当年度の算定結果について、書面開催で協議
- 基本的に都区財政調整について協議
 - ・基準財政需要額の算定方式については、毎年度協議
 - ・基準財政収入額の算定方式については、主に税制改正にあわせて協議
 - ・配分割合の見直しは、これまで、平成12年度、平成19年度、令和2年度、令和7年度の4回のみ

協議の流れ



都区協議会のメンバー

東京都（8名）	特別区（8名）
・知事 ・知事がその補助機関たる職員のうちから指名する者 （ ・副知事（4名） ・政策企画局長 ・総務局長 ・財務局長 ）	・特別区の区長が、特別区の区長の中から協議により指名する者

3. 大阪版「都区協議会」の基本的な考え方

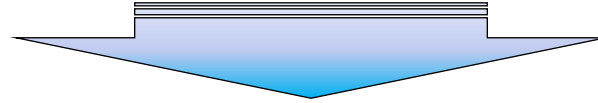
現行の都区協議会

■目的

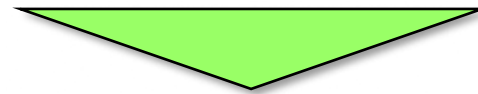
都と特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図る(地方自治法第282条の2)

■主な役割

地方自治法第282条の2及び同法施行令第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において、都知事に対して意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について必要な協議を行う



特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みへ
現行の都区協議会の仕組みを発展・充実

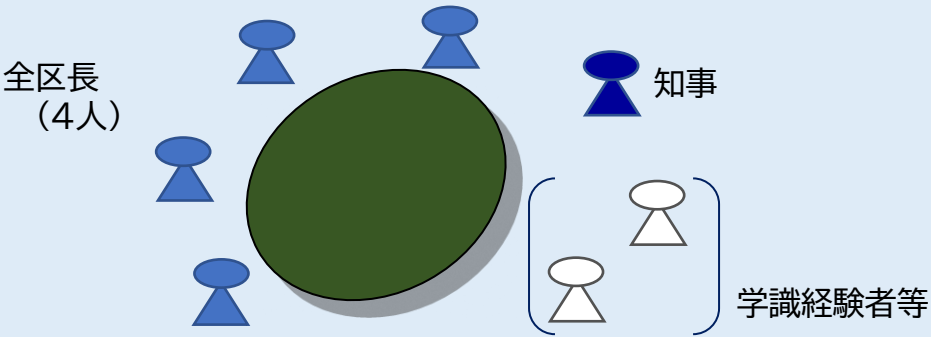


- (1)すべての特別区長が委員として参画
- (2)幅広い協議事項(財政調整の他、財産・債務の処理等を協議)
- (3)協議不調時に調停を行う第三者機関の設置

4. 大阪の都区協議会の仕組み

(1) 委員構成

- すべての特別区の区長(4人)と知事
- 会長は、委員の互選による
- ※必要に応じ、議会の代表者、学識経験者、関係機関の長等に会議への出席を求めることができる



(2) 協議事項

[東京は主に財政調整を協議]

協議会は合意による運営を基本とする

項目	想定する協議事項
財政調整 【法定協議事項】	○財政調整交付金条例制定（改正含む）時の知事への意見具申 具 体 例 ・財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合 ・普通交付金の算定方法 ・特別交付金の算定方法
財産・債務	○大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱い ○大阪府が承継する株式等の権利処分、貸付金債権の償還収入等の取扱い ○大阪府が承継する損失補償解消時の残余財産の取扱い、引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議 ○特別区設置日前の要因による損失の発生が特別区設置日以後に明らかとなった場合の財源捻出、特別区の負担方法等の協議
その他	特別区設置日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

(3) 第三者機関

[大阪独自]

設 置

- 協議不調時に、第三者機関を設置

委員構成

- 3名(各協議会委員の同意を得て、会長が「調整委員」を任命)
- 地方行政、地方財政、法律(権利・財産)関係の学識経験者、弁護士等を想定
- 事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定

運 営

- 協議会委員から意見聴取を行い、合議により「調停案」を作成し、協議会に提示

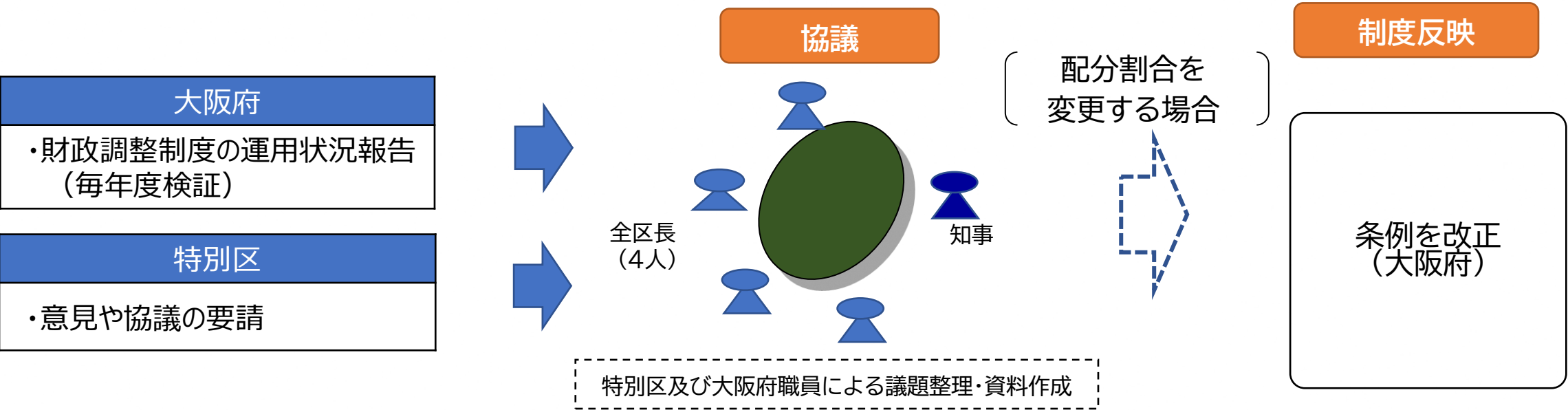
取 扱

- 各協議会委員に対し、調停案への尊重義務を課す

5. 協議会運営のイメージ ～財政調整交付金～

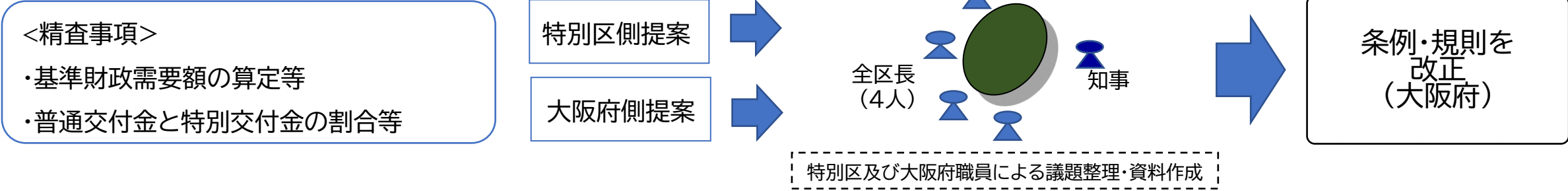
財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合の検証

○特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う

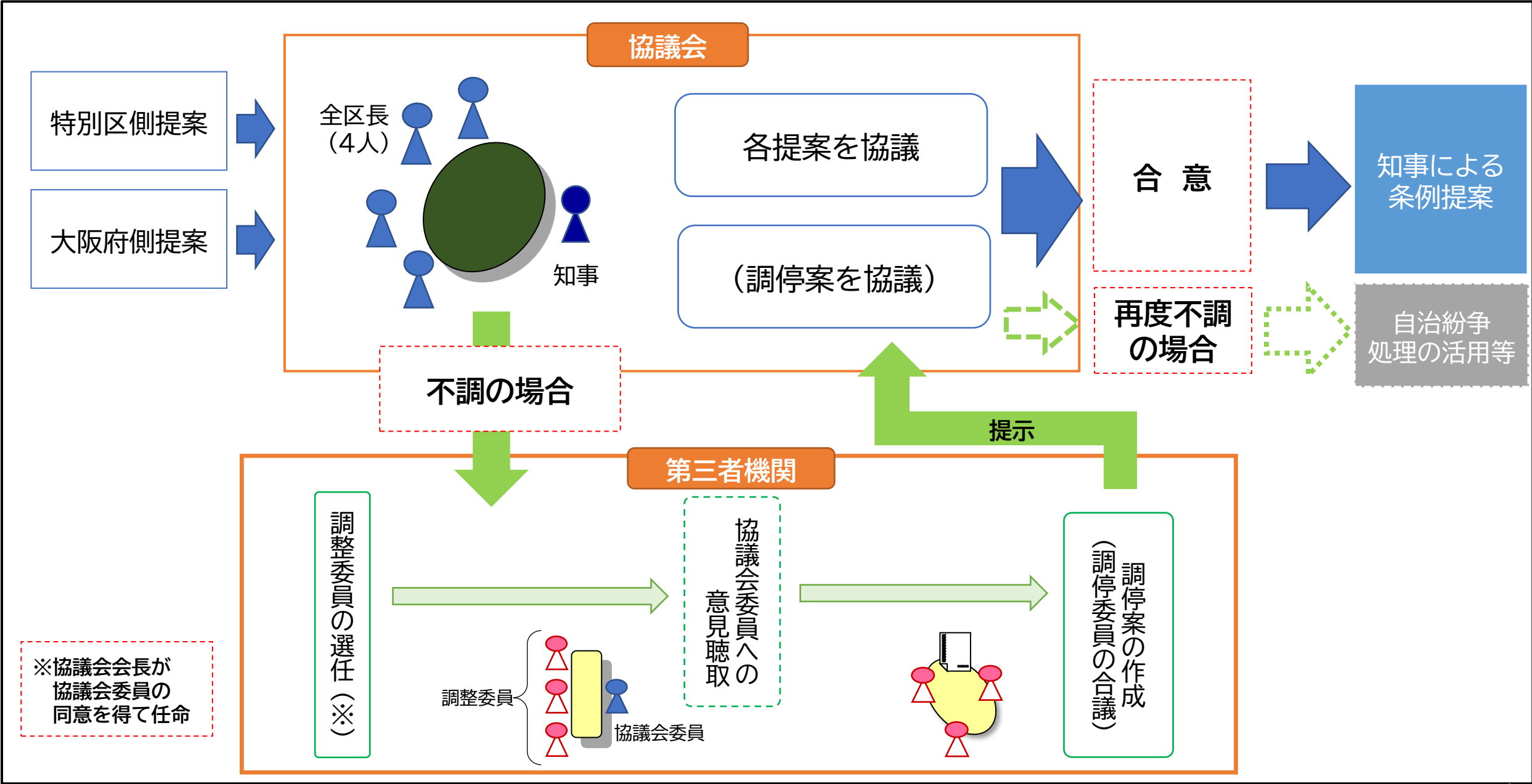


特別区間の交付金の交付基準の精査

○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査



5. 協議会運営のイメージ ～第三者機関（財政調整交付金の場合）～



(参考) 東京都との比較

項目	大阪府・特別区協議会(仮称)	東京都	備考
(1)委員構成	○委員数:5人 〔特別区:4人(全区長) 大阪府:1人(知事)〕 ※必要に応じ議会の代表者、学識経験者、関係機関の長等に会議への出席を求めることができる	○委員数:16人 〔特別区:特別区の区長の中から協議により指名する者 8人 東京都:知事 知事がその補助機関たる職員のうちから指名する者 7人〕	○ 地方自治法施行令(都区協議会)第二百十条の十六 都区協議会は、地方自治法第二百八十二条の二第二項の規定による意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るために必要な協議を行う。 2 都区協議会は、委員十六人をもつて組織する。 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 都知事 二 都知事が、その補助機関たる職員のうちから指名する者 七人 三 特別区の区長が特別区の区長の中から協議により指名する者 八人 4～9(略) 10 前各項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、都区協議会が定める。 ➡(1)委員構成については、施行令の改正協議が必要
(2)協議事項	○財政調整に関すること【法定事項】 ・財政調整交付金に係る条例への意見 ○財産債務に関すること【大阪独自】 ・承継財産の事業終了時の扱い ・承継株式等の処分収入等の扱い ・損失補償解消時の残余財産の扱い、財源の捻出、負担方法の扱い等 ・特別区設置の日以後に明らかになった、設置の日前の要因に係る損失の扱い ○その他 ・特別区設置の日以後の事務分担の扱い 等	○財政調整に関すること ・財政調整交付金に関する条例への意見 — ○その他 ・都区のあり方検討委員会設置	
(3)第三者機関	○調整委員数:3名(地方行政、地方財政、法律(権利・財産)関係等) ○調整委員の合議による「調停案」を協議会に提示 ○協議会委員は「調停案」を尊重し再協議【大阪独自】	—	